

「札幌市円山動物園券売機賃貸借」に関する質問と回答

その1

質問事項	回答
「ただし、本調達は、地方自治法第23条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。」と契約書及び入札説明書に記載ありますが、予算又は借主の都合により減額・削減により契約が解除となった場合、残賃貸借料については貴市がご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、過去に予算削減等により契約解除となったことはござりますか。	札幌市円山動物園の歳出予算の減額・削減により、契約解除が必要となった場合については、契約解除までの期間に対する賃料の支払いとなりますので、契約残の賃料の負担をすることはできません。なお、札幌市円山動物園では、過去に予算削減等により契約解除となった事例は確認できませんでした。
保守窓口及び対応はリース会社が外部へ委託した業者でも構わないでしょうか。	保守窓口及び対応に限定するということであれば、札幌市の承諾を得たうえでの外部委託は可能です。
契約書案11条 付保する動産総合保険について、動産総合保険に係る保険金で補いきれない費用については貴市の費用負担で復旧されるという理解でよろしいでしょうか。	仕様書の3にある保守契約に基づいて、受託者にご負担いただきますが、(5)保守契約の対象外の費用については、札幌市で負担します。 なお、仕様書に記載のない事項については、札幌市と受託者の協議により決定します。
契約書案11条 本件において、動産総合保険対応事故による修理期間中の代替機の提供は不要との認識で相違ないでしょうか。	基本的に不要と考えておりますが、同時に複数台故障した場合などは、協議により決定します。
賃貸借料のご請求書について、賃貸借料は、例えば第1回目令和8年4月1日～4月末日の賃貸借料のご請求書は令和8年5月にご請求し、30日以内にお支払いいただく（以降同様）というように月払いの認識でよろしいでしょうか。	相違ありません。